

「事前登録申請に関する詳細事項」(A2等級企業用)

1 全体事項

(1) 申請対象企業について

令和8年度（2027年度）より、申請が必要なのは事前登録制度の登録項目（①令和2年度災害関連等工事受注件数、②球磨地域振興局管内における令和2年発生災害復旧工事の受注件数）において、令和7年5月に通知した事前登録申請通知書の内容から変更がある企業のみ必要となります。変更がない企業は申請不要です。

- 1) 期限内に申請がなかった場合は、令和7年度（2025年度）認定通知書（令和7年（2025年）5月の認定通知書の交付を受けている場合）と同様の実績件数で、令和8年度（2026年度）の認定通知書を通知します。
- 2) 令和7年度（2025年度）に申請を行っていない場合は、新たに令和8年度（2026年度）に申請が必要です。
- 3) 令和7年度（2025年度）に申請を行っておらず、令和8年度（2026年度）にも申請がなかった場合は、認定通知書は交付されず、事前登録制度の登録項目は令和8年（2026年）6月1日以降の事前登録制度適用の入札工事において評価無しとなります。
- 4) 昨年度の申請に漏れがある場合については、今回申請を行ってください。

(2) 電子申請化について

令和8年度（2026年度）より、書面、郵送での申請ではなく電子（LOGOフォーム）※1による申請となります。書面、郵送での申請は受け付けません。

- 1) HPに掲載のURLからLOGOフォームへアクセスいただき、「会社情報」、「各項目の更新後の件数」を入力していただきます。
- 2) 提出資料についても、電子データ（PDF等）でLOGOフォームへアップロードする形となります。
- 3) 提出資料電子データ（PDF等）については、指定されたファイル名で提出してください。
詳細は「2 個別事項」の各項目の＜提出書類（電子データ）＞をご覧ください。

詳細な申請方法は「土木一式A2等級 説明（LOGOフォーム申請方法）」をご覧ください。

※1：LOGOフォームとは、株式会社トラストバンクが提供する「電子申請システム」です。

2 個別事項

(1) 令和2年災害関連等工事の受注件数

- ・令和2年度災害関連等工事とは、以下のとおりです。
 - (1) 令和2年発生災害復旧工事
 - (2) (1)に係る災害復旧助成事業、災害関連事業、災害関連緊急事業、激甚災害対策特別緊急事業、特定緊急砂防事業、復旧治山事業、林地荒廃防止事業及び緊急総合治山事業等、関連事業の建設工事
 - (3) (1)の災害に起因する再度災害防止に係るその他の建設工事
 - (4) 令和2年7月豪雨による影響で河川・砂防・ダム等に堆積した土砂を撤去する建設工事
- ・評価対象工事は、熊本県土木部、農林水産部、教育庁施設課、企業局又は県警本部が発注した土木一式工事を元請として受注契約した工事
- ・評価対象の期間は、令和2年（2020年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までに元請として受注契約した工事。
- ・評価対象の金額は、当初請負額1,500万円以上、又は、令和8年（2026年）3月31日以前に竣工検査及び工事目的物の引き渡しが完了している工事については、最終請負額が1,500万円以上の工事。
- ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の工事とします。
- ・経常建設共同企業体で申請する場合は、全ての構成員の受注実績を評価します。
- ・合冊して発注され受注した工事で、合冊された各工事（契約単位）の当初請負額が1,500万円以上の工事を含む場合は、それぞれ当初請負額1,500万円以上の各工事（契約単位）の件数を評価対象とします。（イメージ①参照）
- ・合冊して発注され受注した工事で、合冊された各工事（契約単位）の当初請負額が全て1,500万円未満であっても、全ての合計額が1,500万円以上場合は、1件として評価します。（イメージ②参照）

○イメージ①

合冊する工事	当初請負額
A工事	16,000,000
B工事	20,000,000
C工事	4,000,000
合冊工事 計	40,000,000

※評価工事件数=2件(A工事・B工事)

○イメージ②

合冊する工事	当初請負額
A工事	6,000,000
B工事	5,000,000
C工事	4,000,000
合冊工事 計	15,000,000

※評価工事件数=1件(合冊工事 計)

- ・合冊工事についても、元請けとして竣工検査及び工事目的物の引き渡しが完了している土木一式工事については、最終請負額が1,500万円以上の工事も対象とします。（イメージ①、イメージ②では、「当初請負額」を「最終請負額」に読み替える。）

○令和2年度災害関連等工事に該当する代表的な工事名リストを記載します。

●令和2年発生豪雨災害に係る復旧・関連工事

【土木部所管工事】

- ・○○川（道路の場合は、国道又は県道○○線 等）2年発生・・・災害復旧工事
- ・○○川河川等単県災害復旧工事
- ・○○線単県道路災害復旧工事
- ・○○川単県砂防施設災害復旧工事
- ・○○○○○○災害復旧事業（○○○）工事
- ・○○川単県河川掘削（緊急浚渫債）工事

等

【農林水産部所管工事】

- ・○○地区県営農地等災害復旧事業（農地等）第○号工事
- ・○○地区県営災・工事費（過年）第○号工事
- ・○○地区単県農地等災害復旧事業第○号工事
- ・○○管内県有林林道災害復旧事業第○号工事
- ・○○管内県有林作業道等災害復旧事業第○号工事
- ・○○管内林地荒廃防止施設災害復旧事業（○○）第○号工事
- ・○○管内治山激甚災害対策特別緊急事業第○号工事

- ・○○管内災害関連緊急治山事業第○号工事
 - ・○○管内復旧治山事業火山地域（○○）第○号工事
 - ・○○管内現年林地荒廃防止施設災害復旧事業（○○）第○号工事
 - ・○○管内過年林地荒廃防止施設災害復旧事業（○○）第○号工事
 - ・○○管内単県治山（○○）（○○）事業第○号工事
 - ・○○管内復旧治山事業通常地域（○○）第○号工事
- 等

○留意事項

- ・評価する工事は10件までとします。
- ・上記工事名リスト以外に「災害」の単語がつかない工事名でも令和2年度災害関連等工事に該当する場合があります。
- ・上記工事名リスト以外でも令和2年度災害関連等工事に該当すると判断される受注工事がある場合は、申請書に記入のうえ、提出して下さい。
- ・複数の受注（特に10件を超える）実績をお持ちの企業は、上記工事リストにある工事名を優先して記載して下さい。
- ・昨年度の申請に漏れがある場合には、今回、新たに申請を行ってください。
- ・令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの受注実績は、新規に申請してください。

<電子申請による入力>

- ・別紙「土木一式A2等級 説明（LOGOフォーム申請方法）」に沿って申請を行ってください。
- ・入力する「令和2年度災害関連等工事の受注件数」は必ず今回更新後の合計件数を入力してください。
例1：前年度認定件数6件、今回追加件数1件の場合は、更新後の合計件数（6件+1件）となる「7件」を選択してください。
例2：前年度認定件数6件、今回追加件数0件の場合は、更新後の件数となる「6件」を選択してください。

<提出書類（電子データ）>

- ・様式ー1【申請工事一覧表】**（新規案件のみ）**
 様式ー1ー1【合冊工事調書①】（〃）（合冊で発注された受注工事を申請する場合のみ）
 様式ー1ー2【合冊工事調書②】（〃）（合冊で発注された受注工事を申請する場合のみ）
 ※新規案件のみ記載すること。新規案件がない場合は提出不要。
 ※令和7年度の認定通知書において、認定件数が上限に達している（「10件以上」と認定されている）場合は、今回新規の提出は不要。
 ※PDF化した電子データをLOGOフォームでアップロード
 ※ファイル名は「企業名_令和2年度災害関連等工事一覧表等」とすること。
 例：○○工務店_令和2年度災害関連等工事一覧表等
- ・受注時登録内容確認書（CORINS）の写し（当初請負額が500万円以上の工事を申請する場合）
 ※PDF等の電子データをLOGOフォームでアップロード
 ※ファイル名は「企業名_コリンズ（令和2年度災害関連）」とすること。
 例：○○工務店_コリンズ（令和2年度災害関連）
- ・竣工時登録内容確認書（CORINS）の写し（最終請負額が500万円以上の工事を申請する場合）
 ※PDF等の電子データをLOGOフォームでアップロード
 ※ファイル名は「企業名_コリンズ（令和2年度災害関連）」とすること。
 例：○○工務店_コリンズ（令和2年度災害関連）
- ・公共工事請負契約書（当初契約分）の写し（当初契約日を確認するため全ての工事）
 ※PDF等の電子データをLOGOフォームでアップロード
 ※ファイル名は「企業名_契約書（令和2年度災害関連）」とすること。
 例：○○工務店_契約書（令和2年度災害関連）

(2) 球磨地域振興局管内における令和2年発生災害復旧工事の受注件数

- 評価対象工事は、熊本県が発注した球磨地域振興局管内の土木一式工事のうち令和5年1月1日以降に入札公告が行われた令和2年発生災害復旧工事で、発注工事の技術申請書締切日までに元請けとして契約した予定価格3,000万円（税込み）以上の工事です。ただし、今回の事前登録手続きにおいては、令和8年4月10日までに契約した工事とします。
- 令和8年4月11日以降に受注した工事において、更新が必要な場合は、事前登録認定通知書受領後、直ちに変更登録手続きを行って下さい。
- 令和2年発生災害復旧工事とは、以下のとおりです。

【土木部所管工事】

- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法対象事業における復旧費のみで行う災害復旧工事
(工事名例)
 - 川（道路の場合は、国道、県道、村道○○線 等）2年発生・・・災害復旧工事

【農林水産部所管工事】

- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく令和2年に発生した農地災害復旧工事又は農業用施設災害復旧工事、治山施設は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用対象となる公共土木施設に係る林地荒廃防止施設又は地すべり防止施設の災害復旧工事。いずれも関連事業は除く。
(工事名例)
 - 球磨管内過年林地荒廃防止施設災害復旧事業第○号工事
 - 地区県営農地等災害復旧事業第○号工事
- 共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の工事とします。
- 経常建設共同企業体で申請する場合は、全ての構成員の受注実績を評価します。
- 合冊して発注され受注した工事で、合冊された各工事（契約単位）の予定価格が3,000万円以上の工事を含む場合は、それぞれ予定価格3,000万円以上の各工事（契約単位）の件数を評価対象とします。（イメージ③参照）
- 合冊して発注され受注した工事で、合冊された各工事（契約単位）の予定価格が全て3,000万円未満であっても、各工事の合計額が3,000万円以上となる場合は、1件として評価します。（イメージ④参照）

○イメージ③

合冊する工事	予定価格
A工事	40,000,000
B工事	31,000,000
C工事	28,000,000
合冊工事 計	99,000,000

※評価工事件数 = 2件 (A工事・B工事)

○イメージ④

合冊する工事	予定価格
A工事	7,000,000
B工事	8,000,000
C工事	16,000,000
合冊工事 計	31,000,000

※評価工事件数 = 1件 (A + B + C工事)

○留意事項

- 評価する工事は2件までとします。
- 工事仕様書（表紙）の左下に「令和2年度災害関連等工事」の表示がある場合であっても上記の「令和2年発生災害復旧工事」以外の工事は評価しません。
- 昨年度の申請に漏れがある場合には、今回、新たに申請を行ってください。

<電子申請による入力>

- 別紙「土木一式A2等級 説明 (LOGO フォーム申請方法)」に沿って申請を行ってください。
- 入力する「球磨地域振興局管内における令和2年度発生災害復旧工事の受注件数」は必ず今回更新後の合計件数を入力してください。
 - 例1：前年度認定件数1件、今回追加件数1件の場合は、更新後の合計件数（1件+1件）となる「2件以上」を選択してください。
 - 例2：前年度認定件数1件、今回追加件数0件の場合は、更新後の件数となる「1件」を選択してください。

<提出書類（電子データ）>

- 様式-2【令和2年発生災害復旧工事申請工事一覧表】(新規案件のみ)
- 様式-2-1【合冊工事調書④】(〃)（合冊で発注された受注工事を申請する場合のみ）
※新規案件のみ記載すること。新規案件がない場合は提出不要。

- ※令和7年度の認定通知書において、認定件数が上限に達している（「2件以上」と認定されている）場合は、今回新規の提出は不要。
- ※PDF化した電子データをLOGOフォームでアップロード
- ※ファイル名は「企業名_令和2年発生災害復旧工事申請工事一覧表等」とすること。
例：○○工務店_令和2年発生災害復旧工事申請工事一覧表等
- ・公共工事請負契約書（当初契約分）の写し
※PDF等の電子データをLOGOフォームでアップロード
※ファイル名は「企業名_契約書（球磨局災害）」とすること。
例：○○工務店_契約書（球磨局災害）
 - ・県の入札情報公開サービスシステム（以降PPI）から出力した入札公告文（所有している場合のみ。）
※PDF等の電子データをLOGOフォームでアップロード
※ファイル名は「企業名_入札公告文（球磨局災害）」とすること。
例：○○工務店_入札公告文（球磨局災害）
 - ・入札公告文を提出しない場合は、予定価格等が記載された県の電子入札システムから出力した「調達案件概要」又はPPIから出力した「入札契約情報」及び「入札結果等」等
※PDF等の電子データをLOGOフォームでアップロード
※ファイル名は「企業名_入札契約情報等（球磨局災害）」とすること。
例：○○工務店_入札契約情報等（球磨局災害）
 - ・当該工事が共同企業体によるもの場合は、共同企業体協定書の写し。
※PDF等の電子データをLOGOフォームでアップロード
※ファイル名は「企業名_共同企業体協定書（球磨局災害）」とすること。
例：○○工務店_共同企業体協定書（球磨局災害）

（3）申請先及び申請方法

対象企業	申請先 (申請URL)	住所	提出方法
県央広域本部（熊本、宇城、上益城）管内に主たる営業所を有する企業	県央広域本部農林水産部（熊本農政事務所）農地整備課 https://logoform.jp/form/x4b6/1413067	〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 防災センター4階 Tel 096-333-2771	電子申請（LOGO フォーム）
県北広域本部（菊池、玉名、鹿本、阿蘇）管内に主たる営業所を有する企業	県北広域本部農林水産部（菊池地域振興局）農地整備課 https://logoform.jp/form/x4b6/1430453	〒861-1331 菊池市隈府1271-10 Tel 0968-25-4274	
県南広域本部（八代、芦北、球磨）管内に主たる営業所を有する企業	県南広域本部農林水産部（八代地域振興局）農地整備課 https://logoform.jp/form/x4b6/1434744	〒866-0811 八代市西片町1660 Tel 0965-33-3551	
天草広域本部管内に主たる営業所を有する企業	天草広域本部農林水産部（天草地域振興局）農地整備課 https://logoform.jp/form/x4b6/1415863	〒863-0013 天草市今釜新町3530 Tel 0969-22-4293	

3 事前登録の更新

年度途中で事前登録内容の更新が必要な場合は、下記により申請手続きを行って下さい。ただし、年度当初の申請時に登録可能な項目は、更新の対象になりません。

(1) 事前登録の更新が必要な場合

原則として、以下の項目が事前登録更新の対象となります。

- ①球磨地域振興局管内における令和2年発生災害復旧工事の受注件数：

前回申請以降に新たに球磨地域振興局管内における令和2年発生災害復旧工事を受注した場合

注) 企業合併により事前登録内容に変更があった場合は、上記項目以外であっても事前登録更新の対象となる事がありますので、その際は申請手続きを行って下さい。

(2) 事前登録更新の受付

毎月15日まで（土・日・祝日を除く）（9時00分～17時00分）

(3) 申請先及び申請方法

電子申請（LOGOフォーム）で申請後に、必ず電話連絡にて申請した旨を連絡してください。

対象企業	申請先 (申請 URL)	住所	提出方法
県央広域本部（熊本、宇城、上益城）管内に主たる営業所を有する企業	県央広域本部農林水産部（熊本農政事務所）農地整備課 https://logoform.jp/form/x4b6/1413067	〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 防災センター4階 Tel096-333-2771	電子申請（LOGO フォーム）
県北広域本部（菊池、玉名、鹿本、阿蘇）管内に主たる営業所を有する企業	県北広域本部農林水産部（菊池地域振興局）農地整備課 https://logoform.jp/form/x4b6/1430453	〒861-1331 菊池市隈府1271-10 Tel0968-25-4274	
県南広域本部（八代、芦北、球磨）管内に主たる営業所を有する企業	県南広域本部農林水産部（八代地域振興局）農地整備課 https://logoform.jp/form/x4b6/1434744	〒866-0811 八代市西片町1660 Tel0965-33-3551	
天草広域本部管内に主たる営業所を有する企業	天草広域本部農林水産部（天草地域振興局）農地整備課 https://logoform.jp/form/x4b6/1415863	〒863-0013 天草市今釜新町3530 Tel0969-22-4293	

※申請 URL は前記 2 (3) と同様です。

4 合併特例措置（平成17年4月1日熊本県告示380号）により、新たに事前登録制度適用企業になった場合の取扱い

(1) 受付

合併後、速やかに申請して下さい。

(2) 申請先及び申請方法

電子申請（LOGOフォーム）で申請後に、必ず電話連絡にて申請した旨を連絡してください。

対象企業	申請先 (申請 URL)	住所	提出方法
県央広域本部（熊本、宇城、上益城）管内に主たる営業所を有する企業	県央広域本部農林水産部（熊本農政事務所）農地整備課 https://logoform.jp/form/x4b6/1413067	〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 防災センター4階 TEL096-333-2771	電子申請（LOGO フォーム）
県北広域本部（菊池、玉名、鹿本、阿蘇）管内に主たる営業所を有する企業	県北広域本部農林水産部（菊池地域振興局）農地整備課 https://logoform.jp/form/x4b6/1430453	〒861-1331 菊池市隈府1271-10 TEL0968-25-4274	
県南広域本部（八代、芦北、球磨）管内に主たる営業所を有する企業	県南広域本部農林水産部（八代地域振興局）農地整備課 https://logoform.jp/form/x4b6/1434744	〒866-0811 八代市西片町1660 TEL0965-33-3551	
天草広域本部管内に主たる営業所を有する企業	天草広域本部農林水産部（天草地域振興局）農地整備課 https://logoform.jp/form/x4b6/1415863	〒863-0013 天草市今釜新町3530 TEL0969-22-4293	

※申請URLは前記2(3)と同様です。

5 経常建設共同企業体を登録又は解消した場合の取扱い

(1) 受付

合併後、速やかに申請して下さい。

(2) 申請先及び申請方法

電子申請（LOGOフォーム）で申請後に、必ず電話連絡にて申請した旨を連絡してください。

対象企業	申請先 (申請 URL)	住所	提出方法
県央広域本部（熊本、宇城、上益城）管内に主たる営業所を有する企業	県央広域本部農林水産部（熊本農政事務所）農地整備課 https://logoform.jp/form/x4b6/1413067	〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 防災センター4階 TEL096-333-2771	電子申請（LOGO フォーム）
県北広域本部（菊池、玉名、鹿本、阿蘇）管内に主たる営業所を有する企業	県北広域本部農林水産部（菊池地域振興局）農地整備課 https://logoform.jp/form/x4b6/1430453	〒861-1331 菊池市隈府1271-10 TEL0968-25-4274	
県南広域本部（八代、芦北、球磨）管内に主たる営業所を有する企業	県南広域本部農林水産部（八代地域振興局）農地整備課 https://logoform.jp/form/x4b6/1434744	〒866-0811 八代市西片町1660 TEL0965-33-3551	
天草広域本部管内に主たる営業所を有する企業	天草広域本部農林水産部（天草地域振興局）農地整備課 https://logoform.jp/form/x4b6/1415863	〒863-0013 天草市今釜新町3530 TEL0969-22-4293	

※申請URLは前記2(3)と同様です。

お問い合わせ先

- 事前登録の制度に関するお問い合わせ :

熊本県農林水産部農村振興局技術管理課農業土木技術班 TEL 096-333-2426

- 事前登録の申請に関するお問い合わせ

県央広域本部管内の企業 県央広域本部農林水産部農地整備課 TEL 096-333-2771

県北広域本部管内の企業 県北広域本部農林水産部農地整備課 TEL 0968-25-4274

県南広域本部管内の企業 県南広域本部農林水産部農地整備課 TEL 0965-33-3551

天草広域本部管内の企業 天草広域本部農林水産部農地整備課 TEL 0969-22-4293